

介護事業所向け BCP(業務継続計画)作成の進め方

Part-3 自然災害BCPの作成

一般社団法人 中部産業連盟

主任コンサルタント 前田 和彦

介護BCP作成の動画の全体像

BCP作成の解説動画は、大きく4つの部分からなる。

Part-1 BCP作成の基本的な手順

Part-2 感染症BCPの作成

Part-3 自然災害BCPの作成

Part-4 BCPを有効にする訓練の実施

Part-3 自然災害BCPの作成

1. 総則(基本方針)
2. 事前準備
3. 初動対応
4. 業務継続

Part-3 自然災害BCPの作成

1. 総則(基本方針)

自然災害のリスクの把握がポイント

説明の位置付け

BCP基本構成	自然災害BCP
1. 総則 (基本方針)	1. 総論
2. 事前準備	2. 平常時の対応
	3. 緊急時の対応(前) 3. 1 ~ 3. 4
3. 初動対応	3. 緊急時の対応(中) 3. 5 ~ 3. 7
4. 業務継続	3. 緊急時の対応(後) 3. 8 ~ 3. 10
	4. 他施設との連携
	5. 地域との連携

1.	総論	1
1.1	基本方針	1
	全体像	1
1.2	推進体制	1
1.3	リスクの把握	1
1.4	優先業務の選定	2
1.5	研修・訓練の実施、 BCPの検証・見直し	3
2.	平常時の対応	4
2.1	建物・設備の安全対策	4
2.2	電気が止まった場合の対策	5
2.3	ガスが止まった場合の対策	5
2.4	水道が止まった場合の対策	6
2.5	通信が麻痺した場合の対策	7
2.6	情報システムが停止した場合の対策	7
2.7	衛生面(トイレ等)の対策	7
2.8	必要品の備蓄	8
2.9	資金手当て	8

1. 総則 表紙

表紙

共通
表紙

法人名、施設名を記入する

業務継続計画 (BCP)

自然災害編

(介護サービス類型：共通)

法人名 : 社会福祉法人 ●●会
施設・事業所名 : 特別養護老人ホーム ●●の里
代表者名 : ●● ●●
管理者名 : ●● ●●
所在地 :
電話番号 :
作成日 : 2021年11月11日
改訂日 :

法人名 : 社会福祉法人 ●●会
施設・事業所名 : 特別養護老人ホーム ●●の里
代表者名 : ●● ●●
管理者名 : ●● ●●
所在地 :
電話番号 :
作成日 : 2021年11月11日
改訂日 :

BCP作成にあたっての注意事項

※本ひな形における各項目は、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」の構成に対応しています。

※本ひな形は各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。文字の色の意味は、下記のとおりです。

黒字の部分は、BCPの内容を確認し、必要に応じて修正・追加・削除してください。

青字の部分は、BCP作成の手順です。手順に従い補足・様式資料を作成してください。

赤字の部分は、施設名等の固有のもので、修正してください。

※本ひな形のExcelのシートの意味は、下記のとおりです。

シートが赤は、サンプルが記入済みですので、見直し修正してください。

シートが緑は、記録の様式ですので印刷して活用してください。

作成の注意事項
不要であれば、削除する

1. 総則 目次

自然災害BCPの目次

共通
目次

目次 **最後に、ページ番号を確認する**

1.	総論	1
1.1	基本方針	1
	全体像	1
1.2	推進体制	1
1.3	リスクの把握	1
1.4	優先業務の選定	2
1.5	研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	3
2.	平常時の対応	4
2.1	建物・設備の安全対策	4
2.2	電気が止まった場合の対策	5
2.3	ガスが止まった場合の対策	5
2.4	水道が止まった場合の対策	6
2.5	通信が麻痺した場合の対策	7
2.6	情報システムが停止した場合の対策	7
2.7	衛生面(トイレ等)の対策	7
2.8	必要品の備蓄	8
2.9	資金手当て	8
3.	緊急時の対応	9
3.1	BCPの発動基準	9
3.2	行動基準	9
3.3	対応体制	9
3.4	対応拠点	9
3.5	安否確認	10
3.6	職員の参集基準	10
3.7	施設内外での避難場所・避難方法	11

3.8	重要業務の継続	12
3.9	職員の管理	12
3.10	復旧対応	12
4.	他施設との連携	13
4.1	連携体制の構築	13
4.2	連携対応	13
5.	地域との連携	14
5.1	被災時の職員の派遣	14
5.2	福祉避難所の運営	14

補足5	対応フローチャート	補足資料、様式のリスト
補足6	ハザードマップ	
補足7	自施設で想定される影響	
補足8	優先業務の検討	
補足9	建物・設備の安全対策(地震・水害)	
補足10	電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策	
補足11	利用者の安否確認シート	
補足12	職員の安否確認シート	
補足13	重要業務の継続	
補足14	連携体制の構築	

様式1	推進体制の構成メンバー
様式2	施設外・事業所外連絡リスト
様式5	(部署ごと)職員緊急連絡網
様式6	備蓄品リスト
様式6-災害	備蓄品リスト(災害用)
様式7-災害	業務分類(優先業務の選定)(災害用)
様式9	災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)

1. 総論

目的、基本方針は、法人、事業所として見直す

1. 1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①入所者・利用者の安全確保:

入所者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。

②サービスの継続:

入所者・利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③職員の安全確保:

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

全体像

ガイドライン8ページの「自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート」に沿って自然災害のBCPを作成する。

【補足5】対応フローチャートを参照する。

【補足5】

1. 総則

1.1

補足5: 自然災害(地震・水害等) BCPのフローチャート

共通

補足5

BCPの全体の構成がわかる

自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート

1. 総論
(1)基本方針
(2)推進体制
(3)リスクの把握
①ハザードマップなどの確認
②被災想定
(4)優先業務の選定
①優先する事業
②優先する業務
(5)研修・訓練の実施
BCPの検証・見直し
①研修・訓練の実施
②BCPの検証・見直し



2. 平常時の対応
(1)建物・設備の安全対策
①人が常駐する場所の耐震措置
②設備の耐震措置
③水害対策
(2)電気が止まった場合の対策
①自家発電機が設置されていない場合
②自家発電機が設置されている場合
(3)ガスが止まった場合の対策
(4)水道が止まった場合の対策
①飲料水
②生活用水
(5)通信が麻痺した場合の対策
(6)システムが停止した場合の対策
(7)衛生面(トイレ等)の対策
①トイレ対策
②汚物対策
(8)必要品の備品
①在庫量、必要量の確認
(9)賃金手当て



3. 緊急時の対応
(1)BCP発動基準
(2)行動基準
(3)対応体制
(4)対応拠点
(5)安否確認
①利用者の安否確認
②職員の安否確認
(6)職員の参集基準
(7)施設内外での避難場所・避難方法
(8)重要業務の継続
(9)職員の管理
①休憩・宿泊場所
②勤務シフト
(10)復旧対応
①破損個所の確認
②業者連絡先一覧の整備
③情報発信
【通所サービス固有事項】
【訪問サービス固有事項】
【居宅介護支援サービス固有事項】

4. 他施設との連携
(1)連携体制の構築
①連携先との協議
②連携協定書の締結
③地域のネットワーク等の構築・参画
(2)連携対応
①事前準備
②入所者・利用者情報の整理
③共同訓練

5. 地域との連携
(1)被災時の職員派遣
(2)福祉避難所の運営
①福祉避難所の指定
②福祉避難所開設の事前準備

基本方針

- ・推進体制
- ・リスク把握
- ・優先業務選定
- ・研修・訓練

事前準備

平常時の対応

初動対応

緊急時の対応

業務継続

- ・他施設との連携
- ・地域との連携

1.2 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

●継続的かつ効果的に取組みを進めるために推進体制を構築する。
災害対策は一過性のものではなく、継続して取り組む必要がある。また災害対策の推進には、総務部などの一部門で進めるのではなく、多くの部門が関与することが効果的である。
【様式1】推進体制の構成メンバーに体制を記入する。

【様式1】

●各施設・事業所の実情に即して、既存の検討組織を有効活用する。

1. 総則

1.2

様式1: 推進体制の構成メンバー

共通

様式1

様式に関するコメント

施設・事業所の状況に合わせて、「感染対策委員会」等の体制も参考に、対策本部の体制を構築する。

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限・役割）	
理事長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 理事 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部組織の統括 ・緊急対応に関する意思決定
事務局長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 事務次長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
事務次長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 事務主任 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	事務局メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長のサポート ・関係各部署との窓口 ・社外対応の窓口
施設長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 主任 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	広報・情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応(指定権者) ・医療機関との連携 ・関連機関、他施設、関連業者との連携 ・ホームページ、広報、地域住民への情報公開

担当者には、代行者も記入する

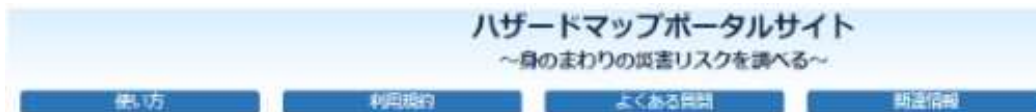
体制は、事業所の規模に応じて見直す
 事例は、大きな事業所の例になっている

自然災害のリスクを把握する

1.3 リスクの把握
(1)ハザードマップなどの確認

- 施設・事業所が所在地のハザードマップ(地震、津波、風水害)等を【補足6】に貼り付ける。
- 【補足6】ハザードマップを完成させる。
- ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替えることも必要である。

【補足6】



ハザードポータル(下記URL)を活用する

<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>



住所を入力する



地震



洪水、土砂災害、高潮、津波

補足6に、ハザードマップを貼る。

津波・洪水など、避難が必要な災害については、大きな地図を事業所に掲示

地震 南海トラフ 震度6強



洪水 浸水深さ:0.5~3.0m



最悪の状況を選ぶ(例えば、浸水深さは3mと決める)

(2)被害想定

【自治体公表の被災想定】

●自治体から公表されているインフラ等の被災想定を確認する。
被災想定から自施設・事業所の設備等を勘案して時系列で影響を想定することも有用である。
これにより被災時における自施設・事業所の状況が見える化でき、各種対策を検討していく上での土台となる。

<交通被害>

道路: 3~7日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)。1~2日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)

橋梁: 迂回路を含め、3~7日で仮復旧。迂回路を含め、1~3日で仮復旧。

鉄道: 1か月。2週間

<ライフライン> 先の「(1)ハザードマップなどの確認」で調べた震度に基づいて、震度7または震度6のどちらかを選択し、不要な方を削除する。

上水: 3週間(震度7) 7日(震度6程度)

下水: 3週間(震度7) 7日(震度6程度)

電気: 1週間(震度7) 3日(震度6程度)

ガス: 5週間(都市ガス)(震度7) 3週間(震度6程度)

通信: 1週間(津波の被害がない想定)(震度7) 3日(震度6程度)

交通の被害を検討する

震度7、震度6で片方を削除する

【自施設・事業所で想定される影響】

●自治体発表の被災想定から自施設・事業所の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理する。

【補足7】 自施設で想定される影響を作成する。

【補足7】

1. 総則
1.3

補足7：自施設で想定される影響

共通

補足7

震度6のイメージです。

電力が復旧しないと、エレベーター、携帯電話、メールは使えない。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電機→			復旧	→	→	→	→	→
エレベーター	停止→			復旧	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄分→							給水車	→
生活用水	貯水槽分→			井戸水	→	→	→	→	→
ガス	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	停止→			復旧	→	→	→	→	→
メール	停止→			復旧	→	→	→	→	→
道路	通行止め→		部分復旧→						

1. 4 優先業務の選定

自然災害時に優先する事業、業務を選定する

(1) 優先する事業

●単一事業のみを運営している場合は、本項目は割愛する。

●複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業(入所、通所、訪問等)を優先するか(どの事業を縮小・休止するか)を法人本部とも連携しておく。

<優先する事業>

(1)入所サービス

(2)訪問サービス(与薬、食事)

<当座停止する事業>

(1)通所サービス

(2)訪問サービス(入浴)

(2) 優先する業務

●上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

●感染症BCPで策定した業務分担を活用し、出勤率に応じた優先業務を検討する。

【様式7】-災害 業務分担(優先業務の選定) に記入する。

【補足8】優先業務 を検討し、記入する。

●通所・訪問系では、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。

【様式9】災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。

【様式7】

-災害

【補足8】

【様式9】

1. 総則

1.4

様式7-災害:業務分類

(優先業務の選定)(災害用)

共通

様式7-災害

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。入所者・利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。(出勤率をイメージしながら作成。)

感染症をベースに災害用を検討する

※: 電気の復旧が3日は震度6の想定。震度7では7目に復旧の想定

分類名称	定義	業務例	出勤率			
			30%(発災後6時間)	50%(発災後3日)	70%(発災後7日)	90%(21日)
業務の基本方針			生命・安全を守るために必要最低限のサービスを提供 徒歩で出勤可能者で対応 発災後数日、職員は施設泊	食事、排泄を中心 その他は休止または減 電気復旧(※)。道路復旧。 被災者出勤不可	一部休止するが ほぼ通常通り 応援者の支援あり	ほぼ通常通り 水道復旧。ガスはLPの想定
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、 排泄、 医療的ケア、 清拭 等	食事(災害時メニュー、朝夕のみ) 排泄(オムツを利用) 医療的ケア(必要最低限)	食事(災害時メニュー、簡易食品) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(ほぼ通常通り) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(通常のメニュー) 排泄 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭
B:追加業務	・災害復旧、事業継続の観点から新たに発生する業務	【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な業務	入浴、 機能訓練 口腔ケア 洗顔 洗濯 掃除 等	入浴(休止) 機能訓練(休止) 必要者に、うがい 洗顔(休止) 洗濯(休止)。ディスプレイ等 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 必要者に、うがい 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 適宜口腔ケア 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(ほぼ通常通り) 機能訓練(ほぼ通常通り) 口腔ケア(ほぼ通常通り) 洗顔(ほぼ通常通り) 洗濯(ほぼ通常通り) 清掃(ほぼ通常通り)

感染症をベースに災害用を検討する

様式7-災害で優先する業務(出勤率30%、発災後6時間)に必要な人員を計算
出勤可能者をイメージし、複数の業務ができるかを考える
逆に言えば、普段から複数の業務ができるように教育していくことが重要

優先業務	必要な職員数[人]			
	朝	昼	夕	夜間
与薬介助	0.2	0.2	0.2	0
排泄介助	0.5	0.5	0.5	0.5
食事準備・介助	1.5	1.5	1.5	0
見守り	0.8	0.8	0.8	0.5
合計(名)	3.0	3.0	3.0	1.0

1. 総則
1.4

様式9: 災害時利用者一覧表 (安否確認優先順位)

入所	通所	訪問
様式9		

発災時に、優先的に安否確認の必要な利用者へ早期の対応ができるように、事業所内で事前に把握しておきましょう。

事業所名:

作成: 年 月 日

No	優先順位※			地域区分	氏名 (年齢)	住所 (自治会)	想定される避難場所		特記	担当 ケア マネ	安否確認 できた日
	医療・介護	環境	避難				避難所	介護・医療 機関			
1	人工呼吸器	○	(高)	△△地区	介護太郎 (75)	◇◇市☆町 (△△自治会)		□□病院	高齢世帯、妻は要支援者、古い民家、ALS、ストレッチャー移動、胃ろう、吸引	佐藤	
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

定期的に更新しておく

※優先順位の「医療・介護」、「環境」、「避難」は、優先順位を決める際の基準項目であり、順番に意味はない。

避難支援の欄には、独居→(独) 高齢世帯→(高) 日中独居→(日)と記載する。

1.5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(5-1) 研修・訓練の実施

●以下の教育を実施する。

(1) 入職時研修

・時期: 入職時

・担当: 施設長

・方法: BCPの概念や必要性、自然災害に関する情報を説明する。

(2) BCP研修(全員を対象)

・時期: 毎年4月

・担当: 主任

・方法: BCPの概念や必要性、自然災害に関する情報を共有する。

(3) 外部BCP研修(全員を対象)

・時期: 毎年6月

・担当: 外部講師

・方法: 外部のeラーニングを受講する。

入所系は、年2回以上の
通所系、訪問系は、年1回以上
の研修と訓練が必要です。

(4-3) 業務継続計画(BCP)の内容に沿った訓練(シミュレーション)

●以下の訓練(シミュレーション)を実施する。

・時期: 毎年3月、9月

・担当: 施設長

・方法: 自然災害の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物具調達の方法の確認などを机上訓練及び実地訓練を実施する。

研修・訓練は、感染症も
合わせて検討する

(5-2)BCPの検証・見直し

●以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

毎年3月、9月に施設長が理事会に報告する。

・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。

・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。

・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

【重要なポイント】

BCPを見直し、ブラッシュアップすることが重要

Part-3 自然災害BCPの作成

2. 事前準備(平常時の対応)

ライフラインの停止に対応した
準備が必要

説明の位置付け

BCP基本構成	自然災害BCP
1. 総則 (基本方針)	1. 総論
2. 事前準備	2. 平常時の対応
	3. 緊急時の対応(前) 3. 1 ~ 3. 4
3. 初動対応	3. 緊急時の対応(中) 3. 5 ~ 3. 7
4. 業務継続	3. 緊急時の対応(後) 3. 8 ~ 3. 10
	4. 他施設との連携
	5. 地域との連携

1.	総論	1
1.1	基本方針	1
	全体像	1
1.2	推進体制	1
1.3	リスクの把握	1
1.4	優先業務の選定	2
1.5	研修・訓練の実施、 BCPの検証・見直し	3
2.	平常時の対応	4
2.1	建物・設備の安全対策	4
2.2	電気が止まった場合の対策	5
2.3	ガスが止まった場合の対策	5
2.4	水道が止まった場合の対策	6
2.5	通信が麻痺した場合の対策	7
2.6	情報システムが停止した場合の対策	7
2.7	衛生面(トイレ等)の対策	7
2.8	必要品の備蓄	8
2.9	資金手当て	8

2. 事前準備

2.1

2.1 建物・設備の安全対策

共通
4

2. 平常時の対応

介護サービスを中断させないためには、介護サービスを提供するにあたり必須(ライフライン)を守ることが重要。

平常時の対応では、以下のステップで検討する。

<STEP1> 自施設の安全対策

2.1 建物・設備の安全対策

<STEP2> ライフラインの事前対策

2.2~2.7 電気、ガス、水道、通信等の対応

<STEP3> 災害時に必要となる備蓄品の確保

2.8~2.9 備蓄品、資金の対応

STEP1 施設の安全対策
STEP2 ライフラインの対策
STEP3 備蓄品、資金の確保

2.1 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

建物の耐震性を確認する

- 建築年を確認し、新耐震基準が制定された1981(昭和56)年以前の建物は耐震補強を検討する。
- 1981年以降でも、建築から相当な年数が経っている建物や木造の建物は、専門家の耐震診断を依頼する等を検討する。

【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。

【補足9】

● 耐震補強策

旧耐震基準設計の建物のため、耐震診断を実施し、柱の補強、X型補強材を

設備の耐震対策を行う

(2) 設備の耐震措置

- 利用者・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落防止の必要性を確認する。転倒・転落防止が必要な場合は、対策を検討する。

【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。

【補足9】

● 安全対策

破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所(ガラス天井など)や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。

- 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

水害対策を行う

(3) 水害対策

- ガイドライン12ページの水害対策例を参考に確認し、対策を講じる。

【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。

【補足9】 102

2. 事前準備

2.1

補足9: 建物・設備の安全対策 (地震、水害)

共通
補足9

建物関連(建築の専門家に判断いただく)

対象	対応策	備考
躯体(柱、壁、床)	柱の補強、X型補強を行う	予算化が必要
天井	天井の石膏ボードの落下防止を行う	
窓	廊下、出入口のガラス飛散防止フィルムの貼付け	

什器(家具、キャビネット・机)、パソコン等 転倒防止策を検討する

対象	対応策	備考
事務所の什器	キャビネットは転倒防止のため壁に固定する	
食堂の食器棚	壁を補強して転倒防止のため壁に固定する ガラス飛散防止フィルムの貼付け	
風呂場の棚	棚を壁に固定する	
風呂桶	床に固定する	
利用者居室の家具	家具の壁に固定する	
パソコン本体	机に固定する。重要なデータは、バックアップをとり、保管する	
ディスプレイ	机に固定する	

建物・設備の対策は優先順位を付けて行う

建物外部の施設 ライフラインに関するインフラが大丈夫か確認する

対象	対応策	備考
受水槽	土砂崩れで倒壊の可能性あり。防護壁を設置	
LPガス	LPガスボンベの固定を強化	
燃油タンク	地面への固定アンカーの腐食があり。金具交換	

水害対策関連 水害危険地域の場合は検討が必要

対象	対応策	備考
出入口	建物入口に止水板・防水扉配備	予算化が必要
施設周辺	側溝や排水溝は掃除	
逆流防止	風呂、トイレ等の排水溝からの逆流防止	
屋外重要設備	受電・変電設備の浸水対策	

2. 2 電気が止まった場合の対策

2. 2~2. 7で必要となる備品は、様式6備蓄品リストに記入する。

- 電気が止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。
【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。
【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

①自家発電機が設置されていない場合

- ・医療的配慮が必要な入所者・利用者(人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等)の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討する。
- ・医療的配慮が必要な入所者・利用者があるので、非常用自家発電機の導入を検討する(難しければ、レンタル等の代替措置)。
- ・自動車のバッテリー、電気自動車非常用の電源として活用する。

②自家発電機が設置されている場合

- ・自家発電機のカバー時間・範囲を確認し、使用する設備を決めた上で優先順位をつける。
最優先: 医療機器・情報収集、優先: 照明・空調
- ・自家発電機は、複数の職員が使えるよう訓練を毎年実施する。
- ・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策を講じる。
24時間営業のガソリンスタンド等の確認。非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等と優先供給協定を締結する。

STEP1 施設の安全対策

STEP2 ライフラインの対策

STEP3 備蓄品、資金の確保

電気自動車も考慮する

【補足10】

【様式6】
-災害

同様にガス、水道、通信、情報システム、衛生面、備蓄品、資金について検討する
水道は、「飲料水」「生活用水」に分けて、それぞれ「確保策」「削減策」を記載する
避難者の支援も考え、備蓄品は大目に保管する

2. 事前準備

2.2

補足10: 電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策

共通

補足10

複数名で考えると良いアイデアが出ることもある

電気

稼働させるべき設備	代替策	備考
医療機器: 喀痰吸引、人工呼吸器など	<p>自家発電機: 400Kw x 8 時間使用可能。 燃料は●●。ガソリンスタンド●●と優先供給協定を締結する。 ・電気なしでも使える代替品(乾電池や手動で稼働するもの)の準備や業務の方策を検討する。</p>	医療機器等の予備バッテリーを準備
情報機器: パソコン、テレビ、インターネットなど		
冷蔵庫・冷凍庫 夏場は暑さ対策として保冷剤等を用意		
照明器具、冷暖房器具	乾電池: 単一●本、単二●本、 単三●本、単四●本	【様式6】-災害に記入
その他、代替の電源を考える	自動車のバッテリーや電気自動車の電源を活用することも有用である	
	自動車のシガレットの変換器	スマホの充電、照明には利用できる
	太陽光パネルの設置	

2. 事前準備

2.2

様式6-災害：備蓄品リスト

共通

様式6-災害

備蓄品の管理をするため記入する。(※必要に応じてシートをコピーして使用。)

【ライフライン対応】

No.	区分	品目	備蓄量		必要量	過不足量	単位	保管場所	担当者	調達先	備考
			目安	備蓄量							
1	電気	発電機(LPガス)	1	1	1	0	台	屋外倉庫	施設長	—	1.5kVA
2		発電機燃料 (LPガス)	50				Kg	保管場所、担当者、調達先を 記入すると、見直し時に便利			ポリタンク 可能。
3		発電機オイル									
4		電源リール	1				台				10-50m
5		テーブルタップ	1				本				
6	ガス	LPガス									
7		五徳	1				台				
8		着火ライター	1				台				
9	水道	ポリタンク	10				個				20リットル/個
10	通信手段	ラジオ									
11		トランシーバー									施設内の通話用
12		携帯電話充電器									
13		モバイル・バッテリー									

備蓄品を列挙してあります
不要であれば、削除する

説明の位置付け

BCP基本構成	自然災害BCP
1. 総則 (基本方針)	1. 総論
2. 事前準備	2. 平常時の対応
	3. 緊急時の対応(前) 3. 1 ~ 3. 4
3. 初動対応	3. 緊急時の対応(中) 3. 5 ~ 3. 7
4. 業務継続	3. 緊急時の対応(後) 3. 8 ~ 3. 10
	4. 他施設との連携
	5. 地域との連携

3.	緊急時の対応		9
3.1	BCPの発動基準	事前準備	9
3.2	行動基準		9
3.3	対応体制		9
3.4	対応拠点		9
3.5	安否確認	初動対応	10
3.6	職員の参集基準		10
3.7	施設内外での避難場所・避難方法		11
3.8	重要業務の継続	業務継続	12
3.9	職員の管理		12
3.10	復旧対応		12
4.	他施設との連携		13
4.1	連携体制の構築		13
4.2	連携対応		13
5.	地域との連携		14
5.1	被災時の職員の派遣		14
5.2	福祉避難所の運営		14

3. 緊急時の対応

職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ、重要業務を如何に優先して取り組むかがポイント
緊急時の対応では、以下のステップで検討する。

- <STEP1> 初動対応の事前準備 3.1~3.4
- <STEP2> 人命安全確保対応の徹底 3.5、3.7
- <STEP3> 重要業務の継続 3.6、3.8、3.9
- <STEP4> 復旧対応 3.10

STEP1 事前準備 3. 1~3. 4

STEP2 初動対応 3. 5~3. 7 (3. 6 参集基準は、業務継続でも重要)

STEP3 業務継続 3. 8~3. 9

STEP4 業務継続 3. 10(復旧対応)

2. 事前準備

3. 1、3. 2

3. 1 BCP発動基準

3. 2 行動基準

共通

9

3. 1 BCP発動基準

BCPを発動する基準を決める

●リスク把握で洗い出したリスクに対し、発動基準を決める

<地震>

本書に定める緊急時体制は、●●市周辺において、震度5強以上の地震が発生したとき。

<水害> 避難する時間も考慮して考える。

・施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。

・警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

●対策本部の体制(代行者を含む)を決める。

【様式1】 推進体制の構成メンバーに記入する。

【様式1】

3. 2 行動基準

職員個人の行動基準を決める

●災害発生時の職員個人の行動基準を記載する。

●行動基準は安否確認方法、参集基準、各種連絡先等の必要な事項を『携帯カード』に整理して、職員に携帯させるよう運営すると効果的である。

携帯カード
(様式なし)



BCP発動基準は、まずは低めに設定

3. 3 対応体制

●対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

【様式1】 推進体制の構成メンバーに記入する。

●復旧後に活動を振り返るために活動記録をとることも重要であり、役割に入れることを推奨する。

【様式1】

3. 4 対応拠点

対応場所を決める

●緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。

施設の構造と災害によって、対策本部の設置場所を検討する。

地震: (1)1階食堂 (2)裏手高台駐車場(津波の被害が及ばない場所)

水害: (1)2階第1会議室 (2)裏手高台駐車場(水害の被害が及ばない場所)

Part-3 自然災害BCPの作成

3. 初動対応

職員の安否確認と参集方法が重要

説明の位置付け

BCP基本構成	自然災害BCP
1. 総則 (基本方針)	1. 総論
2. 事前準備	2. 平常時の対応
	3. 緊急時の対応(前) 3. 1 ~ 3. 4
3. 初動対応	3. 緊急時の対応(中) 3. 5 ~ 3. 7
4. 業務継続	3. 緊急時の対応(後) 3. 8 ~ 3. 10
	4. 他施設との連携
	5. 地域との連携

3.	緊急時の対応		9
3.1	BCPの発動基準	事前準備	9
3.2	行動基準		9
3.3	対応体制		9
3.4	対応拠点		9
3.5	安否確認	初動対応	10
3.6	職員の参集基準		10
3.7	施設内外での避難場所・避難方法		11
3.8	重要業務の継続	業務継続	12
3.9	職員の管理		12
3.10	復旧対応		12
4.	他施設との連携		13
4.1	連携体制の構築		13
4.2	連携対応		13
5.	地域との連携		14
5.1	被災時の職員の派遣		14
5.2	福祉避難所の運営		14

3.5 安否確認

利用者、職員の安否を確認する

(1)利用者

- 利用者の安否確認を速やかに行う。
 - 速やか安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておく
- 【補足11】 利用者安否確認シートを印刷して、配備しておく
各エリアのリーダーが利用者の安否確認を行い、管理者に報告する。

【補足11】

(2)職員

- 職員の安否確認を速やかに行う。
 - 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておく
- 【補足12】 職員安否確認シートを印刷しておく
- <施設内>
- ・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各エリアでエリアリーダーが点呼を行い、管理者に報告する。
- <自宅等>
- ・自宅等で被災した場合は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。
 - ・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

【補足12】



通所系、訪問系は、利用者の安否確認方法を詳細に検討する(様式9)

3. 初動対応 3.5

補足11: 利用者の安否確認シート

共通

補足11

通所系、訪問系では、
様式9を利用できる

負傷している場合は、医療機関へ搬送を要請する

フロア:

エリア・ユニット:

No	ご利用者氏名	部屋番号	安否確認	容態・状況
1			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
2			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
3			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
4			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
5			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
6			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
7			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
8			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
9			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
10			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	

3. 初動対応

3.5

補足12: 職員の安否確認シート

共通

補足12

フロア:

エリア・ユニット:

SNS等の活用でも良い

No	氏名	安否確認	自宅状況	家族の安否	出勤可否
1		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
2		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
3		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
4		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
5		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
6		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
7		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
8		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
9		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
10		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()

3. 6 職員の参集基準

●災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、周知する。

●職員の連絡先を整理する際に、参集の可能性も判断しておく。

【様式5】(部署ごと)職員緊急連絡網に記入する。

●「携帯カード」に参集ルールを記述する。

●参集基準

<初動職員>

対象職員：施設長、●●●、●●●、●●●…

地震 ●●市周辺において、震度●以上の地震が発生

水害 大雨警報(土砂災害)、洪水警戒が発表されたとき。

台風により高潮注意報が発表されたとき。

昼間 全員

夜間 施設長、●●

<その他の職員>

●●の指示に従い、求めがあった場合

●下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。

・自宅が被災した場合

・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

職員の参集基準を決める

基本は**安全優先**

【様式5】
携帯カード
(様式なし)

参集基準は、職員各人に徹底する



参集基準を決める際に、出勤しなくてよい基準を明確に決める

例、自宅が被災し避難所に避難、自身または家族が負傷し治療が必要

3. 7 施設内外での避難場所・避難方法

避難場所・避難方法を決める

(1) 施設内

●被災時では順序正しく、整列して避難はできないことが想定され、やること(どこへ、どのように避難させる)、注意点(車いすの方など)を職員各自が理解した上で臨機応変に対応する。

●避難場所と避難方法

(1) 3階多目的ホール 自力で避難できない利用者はスロープを使用する。

(2) 2階談話室、廊下 同上

(2) 施設外

●ハザードマップなどを確認し、津波、河川の洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域に立地している場合は、避難確保計画を検討する。

●避難場所と避難方法

(1) ●●自治会館(広域避難場所) 送迎用車両にて避難。

早急な避難が必要な場合は職員の通勤車両も活用。

(2) 高齢者施設●●

自施設の送迎用車両または受入施設の送迎車両により避難。

水害の避難は、以下のような項目を検討

- ・垂直避難(2階以上への避難)、水平避難(他施設への避難)
- ・避難方法(人員・機材)、避難時間の検討
- ・避難の判断基準
- ・水平避難時の利用者の情報伝達方法等の避難の詳細な手順の検討

(3)その他

- 水害の場合、行政などが出す避難情報を理解し、避難のタイミングを検討しておく。避難する時間も考慮して考える。
施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。
警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。
- 2021年5月から警戒レベルの定義が見直されました。下記のホームページを参照してください。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>

どの情報で避難を開始するかを検討する

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		5相当
5	命の危険 直ちに安全確保！ すでに安全な避難がなされ、命が危険な状況にない場合は、安全な場所へ直ちに移動する。	緊急安全確保 (※必ず発令される情報ではない)	大雨 特別警報	今年最多 (※2019年5月)	氾濫 発生情報
<警戒レベル4までに必ず避難！>					
4	危険な場所から全員避難 過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 台風などにより避難が予想される場合は、暴風が収まる前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害 警戒情報	高潮 特別警報	極めて危険 氾濫 危険情報
3	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人も必要に応じて、自らの行動と見合おひ始めたり、避難の手続きをとり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令が可能な体制)	大雨警報 洪水警報	避難指示に つなげる 可能性の高い 注意報	警戒 (警報級) 氾濫 警戒情報
2	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を準備できる体制) 第1次防災体制 (自衛隊員を配置)	大雨警報に つなげる 可能性の高い 注意報 大雨注意報 洪水注意報	高潮 注意報	注意 (注意報級) 氾濫 注意情報
1	災害への心構えを高める	心構えを一段高める 組織の連絡体制を確認	早期 注意情報 (警報級の 可能性)		

※1 特別警報は、大雨警報、土砂災害警戒情報に引き継げる可能性がある。警戒レベル3（避難指示の発令）に相当します。
※2 「極めて危険」(警報級)が発令するまでに避難を完了しておくことが重要。大雨・高潮は大雨特別警報が発令された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の対応に活用される可能性があります。

Part-3 自然災害BCPの作成

4. 業務継続

職員不足への対応が重要

説明の位置付け

BCP基本構成	自然災害BCP
1. 総則 (基本方針)	1. 総論
2. 事前準備	2. 平常時の対応
	3. 緊急時の対応(前) 3. 1 ~ 3. 4
3. 初動対応	3. 緊急時の対応(中) 3. 5 ~ 3. 7
4. 業務継続	3. 緊急時の対応(後) 3. 8 ~ 3. 10
	4. 他施設との連携
	5. 地域との連携

3.	緊急時の対応		9
3.1	BCPの発動基準	事前準備	9
3.2	行動基準		9
3.3	対応体制		9
3.4	対応拠点		9
3.5	安否確認	初動対応	10
3.6	職員の参集基準		10
3.7	施設内外での避難場所・避難方法		11
3.8	重要業務の継続	業務継続	12
3.9	職員の管理		12
3.10	復旧対応		12
4.	他施設との連携		13
4.1	連携体制の構築		13
4.2	連携対応		13
5.	地域との連携		14
5.1	被災時の職員の派遣		14
5.2	福祉避難所の運営		14

4. 業務継続

3. 8 重要業務の継続

3. 8～3. 10

3. 9 職員の管理

3. 10 復旧対応

重要業務を継続する

3. 8 重要業務の継続

●被災時の厳しい状況でも、入所者・利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

●検討結果をまとめる。

【補足13】重要業務の継続に記載する。

【補足13】

3. 9 職員の管理

職員の勤務を支援する

①休憩・宿泊場所

●災害発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、「休憩・宿泊場所」の候補場所を検討し、指定しておく。通所事業所等を休止した場合はこれらも選択肢となる。

休憩場所：1階会議室、食堂 東端のスペース

宿泊場所：1階サービスのエリア(10人分)、近所の●●ホテル(応援者10人分)

②勤務シフト

●震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。

参集した職員の数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の「勤務シフト」原則を検討しておく。

<勤務シフトの原則> 最低週1日は休日とする。

3. 10 復旧対応

復旧対応を行う

①破損箇所の確認

●破損箇所の確認のために、被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。

修理が必要な箇所は、対策本部のホワイトボードに記載し、担当者、期限を明記する。

②業者連絡先一覧の整備

●各種協力業者の連絡先を一覧化したり、非常時の連絡先を確認しておくなど、円滑に復旧作業を依頼できるよう準備しておく。

【様式2】施設外・事業所外連絡リスト

【様式2】

③情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

●公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めておく。

風評被害を招く恐れもあるため、広報・情報班が、一元的に丁寧な対応や説明を行う。

4. 業務継続 3.8

補足13: 重要業務の継続

共通

補足13

時系列の復旧を想定

経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	出勤率3%	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
在庫量	在庫100%	在庫90%	在庫70%	在庫20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の 安全確認のみ	安全と生命を 守るための 必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止 もしくは減	一部休止、減とす るが、ほぼ 通常に近づける	ほぼ通常どおり
給食	休止	必要最低限の メニューの準備	飲用水、栄養補 給食品、簡易食 品、炊き出し	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理開始	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理開始
食事介助	休止	応援体制が 整うまでなし 必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助
口腔ケア	休止	応援体制が 整うまでなし	応援体制が 整うまでなし	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が 整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁等ある利用 者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水が復旧し だい入浴

他施設と連携を検討

4. 他施設との連携

4. 1 連携体制の構築

●連携体制構築の検討

- ・平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切。
- ・単に協定書を結ぶだけではなく、普段から良好な関係を作る。
- ・主な連携先と提携状況を【補足14】に記述する。

①近隣の法人

②所属している団体を通じての協力関係の整備

③自治体を通じて地域での協力体制を構築

●連携体制の構築・参画

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。

・地域で相互支援ネットワークが構築されている場合は、それらに加入を検討する。

【補足14】

●連携の推進ステップ

①連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

②連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

③地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

普段から連携先を模索する

【連携関係のある施設・法人】

施設・事業所・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関(協力医療機関等)】

医療機関名	連絡先	連携内容

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容

他施設連携を訓練する

4. 2 連携対応

①事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

・連携先と可能な範囲で相互に利用者の受入を行う。

②入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

・避難先に必ずしも担当の職員も同行して利用者の引継ぎを行えるとは限らない。

避難先で適切なケアを受けることができるよう利用情報を記載した「利用者カード」を作成しておくことでリスクを低減する。

③共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

・連携先や地域の方とともに定期的に訓練を行い、施設の実状を理解いただき、対応力を高める。

利用者
カード
(様式なし)

4. 業務継続

5. 1

5. 地域との連携

5. 1 被災時の職員の派遣

5. 2 福祉避難所の運営

共通

14

5. 地域との連携

5. 1 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

●地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害派遣福祉チーム(DWAT)への登録を検討する。

職員の派遣を検討する

5. 2 福祉避難所の運営

①福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

福祉避難所を運営する

②福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

<主な準備事項例>

- ・受入に必要な備蓄類を洗い出し整備する。
- ・資機材についてはレンタルを活用することも検討する。
- ・支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する。
- ・事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく。

近隣住民等の避難も検討

ご清聴ありがとうございました

中産連では、高齢者介護、障害者福祉のBCP作成をさまざまな形で、ご支援しております。

BCP作成に関するご質問は無料でお受けしております。
中産連のBCPのホームページの「お問合せ」から入力をお願い致します。